

## 千葉県環境審議会鳥獣部会の開催結果（概要）

- 1 開催日時 令和7年7月30日（水）  
午後2時から午後3時まで
- 2 開催場所 千葉県森林会館 5階 第1会議室  
千葉市中央区長洲1-15-7
- 3 出席者  
【委員】梶光一委員（部会長）、秋葉就一委員、加瀬ちひろ委員、平岡考委員、池田一浩委員、畷津昌明委員、橋本信一委員、廣沢真純委員  
【県】生活安全・有害鳥獣担当部長、自然保護課長他
- 4 傍聴者 なし
- 5 議案  
議案第1号 嶺岡山鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について
- 6 審議結果  
議案第1号については、別紙の表の一部記載を修正した上で議決された。

### 7 主な質疑・意見

#### 《議案第1号》

委員：再指定について異議はない。議案のP5の「当該地域の農林水産物の被害状況」について、当該地域とは、どの地域で加害鳥獣なし、被害作物なしとしているのか。

事務局：当該地域とは嶺岡山鳥獣保護区特別保護地区のことである。

委員：当該特別保護地区の周辺で近年ニホンジカによる植栽木の食害が増加していると現場から聞いている。ニホンジカの食害については、これまで広葉樹林が多く食べられてきたが、近年スギについても食べられるようになっており、生育頭数が増加しているという感じがする。そのため、有害鳥獣対策も含めて被害対策を強化してほしい。この地域を鳥獣保護区に指定したから被害が出ていると言われないうように対策をしっかりやってほしい。

事務局：県全体でニホンジカの生息数が令和5年度の時点で約48,700頭であり、令和4年度の49,000頭と比較すると減っている状況である。また、捕獲自体は毎年、年間約8千頭以上おこなっている。引き続き、状況も踏まえてしっかり捕獲を行っていきたい。

委員：鴨川市と南房総市が行っているニホンジカの駆除については継続しているということか。

事務局：鳥獣保護区の中では、ニホンジカの他にもニホンザルの被害があると聞いている。鳥獣保護区の中であっても、そのような動物については、市町村に対して捕獲許可を出して捕獲を行っていただいているところ。

委員：公聴会の公述人出欠について、欠席者が5人いるが全員が賛成している。欠席者についても意向を確かめているということか。

事務局：お見込みの通り。

委員：この特別保護地区の再指定は10年ごとに行っているということだが、最初の指定がいつかを教えていただきたい。

事務局：最初に昭和40年10月に指定されており、10年ごとに更新されている。

委員：特別保護地区が他にも県内5箇所あるということだったが、他の特別保護地区はどのあたりにあるのか。

事務局：嶺岡山の他には、旭市・東庄町にある夏目、市原市・長柄町・長南町にある笠森、館山市・南房総市にある神戸、富津市にある富津岬、鴨川市と君津市にある清澄山鳥獣保護区特別保護地区がある。

委員：過去3年間で4件ずつの捕獲許可を出しているということだが、一度許可が出されると頭数上限や期間が設定されるのか、それとも年度末までの制限頭数はないということか。

事務局：半年ごとに捕獲許可を出している。市町村から捕獲予定頭数の申請があり、その頭数について許可を出している。

委員：議案P6の別紙において、外来種はアライグマとキョンの2種で間違いないか。

事務局：外来種ではハクビシンも含まれる。

委員：外来種にはガビチョウも含まれる。

委員：議案P6の別紙に含まれている特定外来種については、他の鳥獣と異なり保護する対象とはならないため、印をつけた方が良いのではないか。

事務局：承知した。

委員：議案 P6 の別紙について、一般的にみられる鳥獣が少ないという気がするがどうか。

事務局：令和 5 年度の当該鳥獣保護区の生息環境調査において、春と冬に比較的多く見られた鳥獣の 4 種を一般的に見られる鳥獣として記載しているところ。

委員：茂った山林の中では、街中で見られるハシボソカラス・ハシブトガラスがあまり見られないということはあると思う。実際に調査を行って決められた基準で線を引くところのような結果になることは納得できると思われる。

委員：議案の P3 で管理された県有林と記載されているが、管理とは何を行っているのか。

事務局：県営林の中で、県有林については土地も県が所有して営林事業を行っている地域であるこのような地域では間伐等の手入れを行っている。

委員：同じページで、定期的な巡視とは誰がどのくらいの頻度で行っているのか。

事務局：鳥獣保護管理員が定期的にパトロール等を行っている。鳥獣保護区の中で狩猟をやっていないか等を巡視している。頻度は月に 1～2 回である。

委員：当該特別保護地区ではそれほど特別な希少種がいるとは思えないが、特別保護地区に指定するべき場所とはどのような場所と定義されているのか。このような区域の指定は、慣習的に問題がなければ継続という形になると思うが、新たに別の場所で、区域を指定する際にどのような定義で指定するのか、また、指定する必要がない地区があれば、どの時点で指定解除をするのか気になった。

事務局：議案 P6 別紙の鳥獣リストは、特別保護地区のみではなく鳥獣保護区として生息が確認されたものである。

委員：昔は、より多くの狩猟者が様々な場所で鳥獣を捕獲していたが、開発はできるが狩猟をやめさせる区域として鳥獣保護区を設定したのだと思う。特別保護地区は、希少種のみではなくよく見られるキジやヤマドリ等も安心して生息できる最後の砦の場所として特別保護地区が指定されているのではないかと考えられる。